

## 温泉掘削許可申請

申請書及び添付書類	詳細														
<p data-bbox="261 324 558 405">温泉掘削許可申請書 (細則 様式第17号)</p> <p data-bbox="255 468 624 593">掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図</p> <p data-bbox="284 1854 424 1888">工事計画書</p>	<p data-bbox="676 324 1070 356">申請書及び添付書類は正本2部</p> <p data-bbox="703 468 788 499">案内図</p> <p data-bbox="684 515 1366 786">掘削しようとする地点を記載した1/25000の地図と同程度のものとする。なお、地図には申請地から半径1kmの距離を示した円を記載するとともに、地図内に既存源泉がある場合は、その源泉の位置を示すとともに、源泉ごとに次の表を作成して地図上に貼付するものとする。</p> <p data-bbox="759 801 788 833">表</p> <table border="1" data-bbox="772 842 1343 1187"> <tbody> <tr> <td>源泉名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泉温</td> <td></td> </tr> <tr> <td>井戸の深度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泉質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストレーナーの位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請地との距離</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="703 1243 788 1274">周辺図</p> <p data-bbox="676 1290 1366 1415">申請地を記載した1/2500の地図と同程度のものとする。なお、申請地から半径200m以内の土地利用の状況が把握できるものとする。</p> <p data-bbox="703 1482 1038 1514">申請地点位置図(土地公図)</p> <p data-bbox="676 1529 1356 1800">不動産登記法第14条に規定する地図又は同法第120条に規定する図面の写しとし、当該図上には3点以上の固定点(マンホール、電柱、その他通常位置が不変であり、容易に移動ができない設置物)から申請地点までの距離を明記し、申請地点の位置を確定しているものとする。</p> <p data-bbox="689 1865 1262 1897">工事計画書は以下の内容を備えるものとする。</p> <p data-bbox="732 1912 873 1944">工事の概要</p> <p data-bbox="732 1960 1011 1991">ケーシングプログラム</p>	源泉名称		所在地		泉温		井戸の深度		泉質		ストレーナーの位置		申請地との距離	
源泉名称															
所在地															
泉温															
井戸の深度															
泉質															
ストレーナーの位置															
申請地との距離															

温泉掘削許可申請

<p>掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が省令第1条第2項第3号に基づく省令第1条の2各号に掲げる基準に適することを証する書類</p> <p>省令第1条第2項第4号に基づく省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程</p> <p>履歴事項全部証明書（原本）</p>	<p>掘削計画（掘削工法、工事主要機材一覧表、設備の配置図及び主要な設備の構造図） 掘削口径、ケーシング及びその材質 セメンチング 坑内検層 地層サンプルの採取 仕上げ洗浄 揚湯試験 廃泥水処理 掘削工事及び揚湯試験に係る排水先 安全管理計画 ア 可燃性ガス安全対策計画 イ 安全衛生協議会 ウ 防火対策 エ 振動対策 オ 苦情対応 カ 環境保全 キ 交通対策 ク 騒音対策 ケ 地盤沈下対策 資金計画 工期予定表</p> <p>定款又は寄付行為の写しにあっては原本証明を記載</p>
---	--

## 温泉掘削許可申請

<p>及び定款又は寄付行為の写し (申請者が法人の場合)</p> <p>申請地点付近の状況説明書</p> <p>申請地番にかかる土地の登記事項全部証明書(原本)</p> <p>土地掘削及び源泉の利用についての申請地所有者の承諾書並びに印鑑証明書</p> <p>申請者が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>申請地の選定理由書</p> <p>掘削工事及び揚湯試験に係る排水先の水質管理者及び水利権所有者の同意書若しくは承諾書</p> <p>周囲既存源泉の所有者及び温泉利用権者の同意書</p>	<p>するものとする。</p> <p>周辺に存在する道路、住宅等建築物その他の状況及び申請地点との位置関係を方角や距離を用いて具体的に説明すること。</p> <p>申請者が申請地の所有権を有さない場合にあつては、申請地の賃貸借契約書の写し等の法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類を併せて添付するものとする。</p> <p>ただし、申請者と申請地所有者が同一である場合は不要とする。また、承諾書には印鑑証明書と同一の印が押印されていること。</p> <p>申請者が個人にあつては、誓約書(要領 様式第1号の1)とし、法人にあつては、誓約書(要領 様式第1号の2)によるものとする。</p> <p>理由書は科学的根拠をもって、予想地質構造、予想湧出量、泉温、泉質、掘削深度及び申請地決定の理由を記載し、かつ、根拠とする既存のデータの出典を明らかにしているものとする。</p> <p>温泉を河川等に放流する場合は、一次放流先の河川管理者等の同意書又は承諾書を添付するほか、その後二次放流先の河川等が灌漑用水として利用されている場合は、土地改良区農業水利組合等の同意を得ること。</p> <p>申請地から半径1km以内に源泉が存在しない場合、若しくは存在するが現に利用していないものであつて、今後の利用計画が不明確な源泉であるものについては不要とする。なお、同意書が得られない場合、申請者は、その旨の理由書及び揚湯量の制限を受ける</p>
--	---

## 温泉掘削許可申請

<p>利用計画書</p> <p>右記の法令による掘削の規制の有無に係る確認記録書及び規制がある場合は解除される見込みであることを証明する許可書等の書類</p> <p>掘削工事費用の見積書</p>	<p>ことに関して承諾する旨が記載された念書を添付すること。</p> <p>計画書は、申請時点における源泉の利用目的や源泉から採取した温泉の利用方法について具体的に記載すること。なお、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする目的で掘削しようとする場合は、その施設の概要（施設規模、形態、浴室及び浴槽の数、容積等及び温泉の利用予定量について）及び源泉の配置図並びに施設見取図を記載すること。</p> <p>確認記録書には規制の該当の有無、確認を行った日時、場所、確認方法、規制に関する回答内容、確認先、担当者名及び連絡先を記載するものとする。</p> <p>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） 河川法（昭和39年法律第167号） 農地法（昭和27年法律第229号） 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号） 自然公園法（昭和32年法律第161号） 森林法（昭和26年法律第249号） 鉱業法（昭和25年法律第289号） 埼玉県生活環境保全条例（平成13年7月17日埼玉県条例第57号） ア 水質汚濁 イ 土壌汚染 ウ 騒音 エ 振動 オ 地盤沈下 カ 悪臭 キ 廃棄物処理 砂防法（明治30年法律第29号） 文化財保護法（昭和25年法律第214号） 都市計画法（昭和43年法律第100号）</p>
---	---

## 温泉掘削許可申請

<p>預貯金残高証明書 その他審査するために知事 が必要と認める書類</p>	
--	--